

新宮市条例第 22 号

新宮市交流促進施設さつき条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

新宮市長 上田 勝之

新宮市交流促進施設さつき条例の一部を改正する条例

新宮市交流促進施設さつき条例（平成26年新宮市条例第27号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後				改正前			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
使用料	区分		金額	使用料	区分		金額
	入浴	小学校就学の始期に	無料		入浴	小学校就学の始期に	無料
		達するまでの者				達するまでの者	
		小学生	<u>400円</u>			小学生	<u>250円</u>
		中学生以上	<u>800円</u>			中学生以上	<u>500円</u>

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。